サイバーセキュリティ基礎論

S12 - 14 Id:19534233 木曜 3 限

S1, 2, 22 ld:19535202 金曜 3 限

谷本 輝夫

tteruo [at] kyudai.jp

https://teruo41.github.io/lectures/csp2019

前回の感想から(1)

- 著作権についての理解が深まった
- 著作権は作られたときに自動的に付与されるものだから、自分で気付かないうちに著作権侵害をしてしまわないように気を付けたい
- 技術と法律は全く似ていないようで密接に関係 している
- ●動画サイトやSNSなどを頻繁に利用するので、 しっかり理解することが大事だと思った。

前回の感想から(2)

- 実演家人格権の保護期間が実演家が亡くなるまでということに驚きました。この場合、実演家の親族などが著作権の侵害だと実演家の死後、訴訟を起こしたらこれは罪になるのですか
 - 刑事罰が科される場合があるそうです
- ●「著作者の『名誉・声望を害する方法』で、著作物を利用すること」の著作物は、自分で作った著作物も当てはまりますか
 - これは著作者人格権に関する条項です
 - 本人が人格権を侵害することはできないと思います

前回の感想から(3)

- Twitterの「リツイート」は複製に当たりますか
 - Twitter 内の正規の操作によるリツイートは著作権 上の「引用」にあたると考えるのが妥当だと思いま す
- 著作者人格権を「譲渡」できないとありましたが、「放棄」はできないのですか
 - 著作権の譲渡時に人格権の「不行使」を求められる 場合があります
- 高校の情報の授業で、TPP関連の影響で著作権 侵害が非親告罪になるかもしれないという話が あったのですが、現状で変化はありましたか。
 - はい、一部が非親告罪化しました

前回の感想から(4)

- YouTubeでも、著作権にひっからないように音にノイズを入れたり、画面を小さくしていたので、いろいろ工夫しているなと思いました
 - 著作権に引っ掛からなくなっているかは疑問です
 - Google のチェックに引っ掛かっていないだけの可能性があります
- 講義資料には、「著作権を侵害したインターネッドを侵害したインターネットを受けると知りない。」 ・ 講義資料には、「著作権を侵害したインターネットが、 ・ おいるとのでしまった。 ・ は、違法ダウンロードにならないのでしょうか?
 - 問題ないと思います(例:テレビ録画等)
 - ただし、コピー解除等をすると違法です

前回の感想から(5)

- 多数の企業が一つの事業をかけて競合する際に 用いるプレゼンテーションに用いる著作物には 著作権が関わってくるのでしょうか
 - 公募の募集要項に依存します
- 最近はSNSのアイコンにネットから取ってきた 画像を使う人が多いですが、著作権法にはどの 程度触れるのでしょうか
 - 「私的利用」の例外の範囲を超えた利用とみなされる可能性があります

前回の感想から(6)

- ネット掲示板へ自分の思想を書き込み不特定多数の人と議論を行った場合、これも共同著作物に含まれるのでしょうか。また、著作物になる場合これは誰の著作物になるのでしょうか?
 - 掲示板の規約に依存します
 - 運営者や管理者への「暗黙の許諾」が認められる場合もあります
- 細かい部分をしるためにはどんな本を読めばいいですか
 - 「**著作権法入門 (2018-2019)**」 (文化庁) 改正後の著作権法を踏まえて書かれています

前回の感想から(7)

- アイディアが著作物から除かれるなら、そのアイディアを盗み聞きなどしてそれで映画を作った場合、著作権違法にはならないのですか?
 - 違反にならないです
- ピアニストは実演家の権利があるとおっしゃっていましたが、二次創作者の権利との違いは何ですか?ピアニストは元の曲を自分の解釈で自分なりに弾くので創作的であるとも言えると思うのですが
 - 既存の曲を実演する場合と、二次創作する場合では必要な許諾が変わります
 - どちらを選ぶかは演奏する人の判断だと思います
- 著作権を侵害したインターネット配信をダウンロード しなければ見てもいいのですか
 - 「みてもよい」わけではないと思いますが、現在の文化庁公 式見解では視聴のみの場合は刑罰の対象になりません

前回の感想から(8)

- たまにyoutubeから音楽をダウンロードできる アプリ等を見かけますが、ああいうのは違法で はないのですか?
 - ・ 違法にアップロードされたものをダウンロードする 行為が違法です
 - YouTube からコンテンツをダウンロードすることは YouTube の規約違反です
- ・ 違法ならなぜ利用者は捕まらないのですか?
 - 利用者特定の難しさと、件数の多さが理由の一つだ と思います

講義予定

	日付	内容
第1回	4月11、12日	サイバーセキュリティ最新情報
第2回	4月18、19日	安全な設定(1)
第3回	4月25、26日	安全な設定 (2)
第4回	5月9、10日	研究倫理・情報倫理
第5回	5月16、17日	暗号技術を知る
第6回	5月23、24日	サイバーセキュリティと法律
第7回	5月30、31日	著作権
第8回	6月6、7日	社会科学

今日の流れ

- ●講義
- 小テスト
- アンケート (Moodleから回答)
 - (全員) 授業アンケート
 - (対象者のみ) 「2019年度入学生の学習に対する 姿勢と意識に関する調査アンケート」
- (感想記入)
- ===授業後===
- ●復習